

# 第7次東京都栽培漁業基本計画

平成28年2月29日

## (前文)

第7次栽培漁業基本方針における基本的な指針及び指標では、種苗放流と漁獲管理の連携による資源造成型栽培漁業の一層の推進、関係都道府県間の共同種苗生産体制の構築、東日本大震災からの復興等が掲げられたところである。

一方、東京都(以下「都」という。)では、平成26年3月に「水産業振興プラン」を策定し、我が国有数の好漁場である島しょ海域の水産資源を活用した生産力の高い漁場の造成、生息環境の改善、種苗放流等の連携による持続可能な水産業の実現を図ることを目標としたところである。

このプランの実現に向け、計画的かつ効率的な栽培漁業の一層の推進を図るため、平成33年度を目標年度とした本計画を策定する。

## 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

### (種苗生産)

- 1 種苗生産に当たっては、天然発生のかきの形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の生産を推進するとともに、質的向上を図る。また、低コストで安定した種苗生産を可能とする技術の開発に努める。
- 2 疾病等の発生及びまん延を防止するため、種苗生産施設の改良、防疫体制の充実を図るとともに、日常の飼育管理の徹底に努めることとし、必要な技術の開発に努める。
- 3 種苗生産に必要な親貝の確保に当たっては、天然発生のかきを主体とし、遺伝的多様性の確保等への配慮に努める。

### (種苗放流)

- 4 漁獲量に有効な変化を与え得る規模での放流に努め、多魚種・少量・分散放流とならないよう、重点化に努める。併せて、対象種、対象海域ごとに最適な放流サイズ、場所等の把握を進める。
- 5 種苗放流の効果をより発現させるために、海水中の栄養分や濁度等の科学知見を踏まえた、種苗放流と漁場整備を計画的に行う。
- 6 放流効果の把握については、試験研究機関等の指導のもと、受益者となる漁業者が主体となってデータを収集し、放流効果や対象種の資源状態等を継続的に把握する体制を整備する。都においては、漁獲量の把握の必要性について、理解を求めるよう努める。

### (資源の育成管理)

- 7 放流効果を高めるため、漁業協同組合が中心となって種苗放流を実施した水域において、天然資源も含めた適切な漁場管理と適正利用に努める。また、都は、関係漁業者や遊漁者等に理解と協力を求めていく。

## 第2 水産動物の種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

都の区域に属する水面における種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物は、次のとおりとする。

あわび、ふくとこぶし、さざえ

## 第3 水産動物の種類ごとの放流数量の目標

平成33年度における水産動物の種類ごとの放流数量の目標は、次の漁獲動向目標が達成されるものとする。

	直近3年間の漁獲量実績 (kg)			平成33年度 までの目標
	平成23年	平成24年	平成25年	
あわび	908	879	822	現状維持
ふくとこぶし	7,964	7,543	8,431	現状維持
さざえ	24,432	45,486	25,137	現状維持

## 第4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術開発に関する事項

### 1 種苗生産の技術水準の目標

あわび 平成33年 1,300 個/m<sup>2</sup> (殻長 20mm) 生産回数 1 回/年  
ふくとこぶし 平成33年 2,000 個/m<sup>2</sup> (殻長 20mm) 生産回数 1 回/年  
さざえ 平成33年 1,000 個/m<sup>2</sup> (殻長 15mm) 生産回数 1 回/年

### 2 解決すべき技術開発上の問題点

あわび 親貝の確保、健苗の育成、放流適地の再考、遺伝的多様性の確保  
ふくとこぶし 親貝の確保、健苗の育成、放流適地の再考、遺伝的多様性の確保  
さざえ 親貝の確保、健苗の育成、放流適地の再考、遺伝的多様性の確保

### 3 技術開発水準の到達すべき段階

対象種 項目	平成 27 年	平成 33 年
	基準年における平均的技術開発段階	目標年における平均的技術開発段階
あ わ び	E	F
ふくとこぶし	E	F
さ ぎ え	E	F

(注) 上記記号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A (新技術開発期) 種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B (量産技術開発期) 種苗生産の可能な種について種苗の量産技術の開発を行う。
- C (放流技術開発期) 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。
- D (事業化検討期) 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E (事業化実証期) 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F (事業実施期) 持続的な栽培漁業が成立する。

- 4 魚類、藻類を対象とした種苗生産等については、地域の実情により漁業者の要望が強く、海域の特性への適合が認められる対象種について技術開発を検討し、放流効果、費用対効果の検証を行い、栽培漁業への取組を行う。
- 5 種苗放流の技術開発については、対象水域の漁場環境、生物の育成状況、漁業実態等に関する必要な調査を実施し、放流後の減耗が最少となる水域、時期、サイズ等の特定と適正な放流数量の把握に努める。
- 6 栽培漁業に関する技術で得られた成果は、他の水産分野での活用を検討し、有効活用を図る。
- 7 遺伝子を直接操作することによる新たな品種の開発及び放流については、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)に基づいて適正に実施する。また、胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、公的な試験研究機関が水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き、行わないこととする。
- 8 栽培漁業への外来生物の導入については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)の制定趣旨を踏まえて、行わないこととする。

## 第5 水産動物の放流後の生育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

漁獲物調査等を実施し、放流の効果を把握する。

## 第6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

- 1 栽培漁業の推進に当たっては、国、国立研究開発法人水産総合研究センター、都道府県、関係町村、都道府県の関係機関、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会、漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合、遊漁関係団体等が相互に緊密な連携に努めることとする。
- 2 都及び関係町村、栽培漁業センター、漁業者等が連携して、種苗の放流、放流効果のモニタリング等栽培漁業を円滑かつ計画的に展開することにより、一層の定着化を図る。また、遊漁者等への理解と協力を求めるために、栽培漁業の普及啓発に努める。
- 3 栽培漁業を効率的に推進するために、関係者の合意形成等の場としての栽培漁業推進協議会の積極的活用を努める。
- 4 施設の老朽化による生産能力を低下させないため、計画的な補修、更新等を行い、能力維持を図る。
- 5 栽培漁業の事業を円滑に進めるに当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重するとともに関係機関との連携を図っていく。